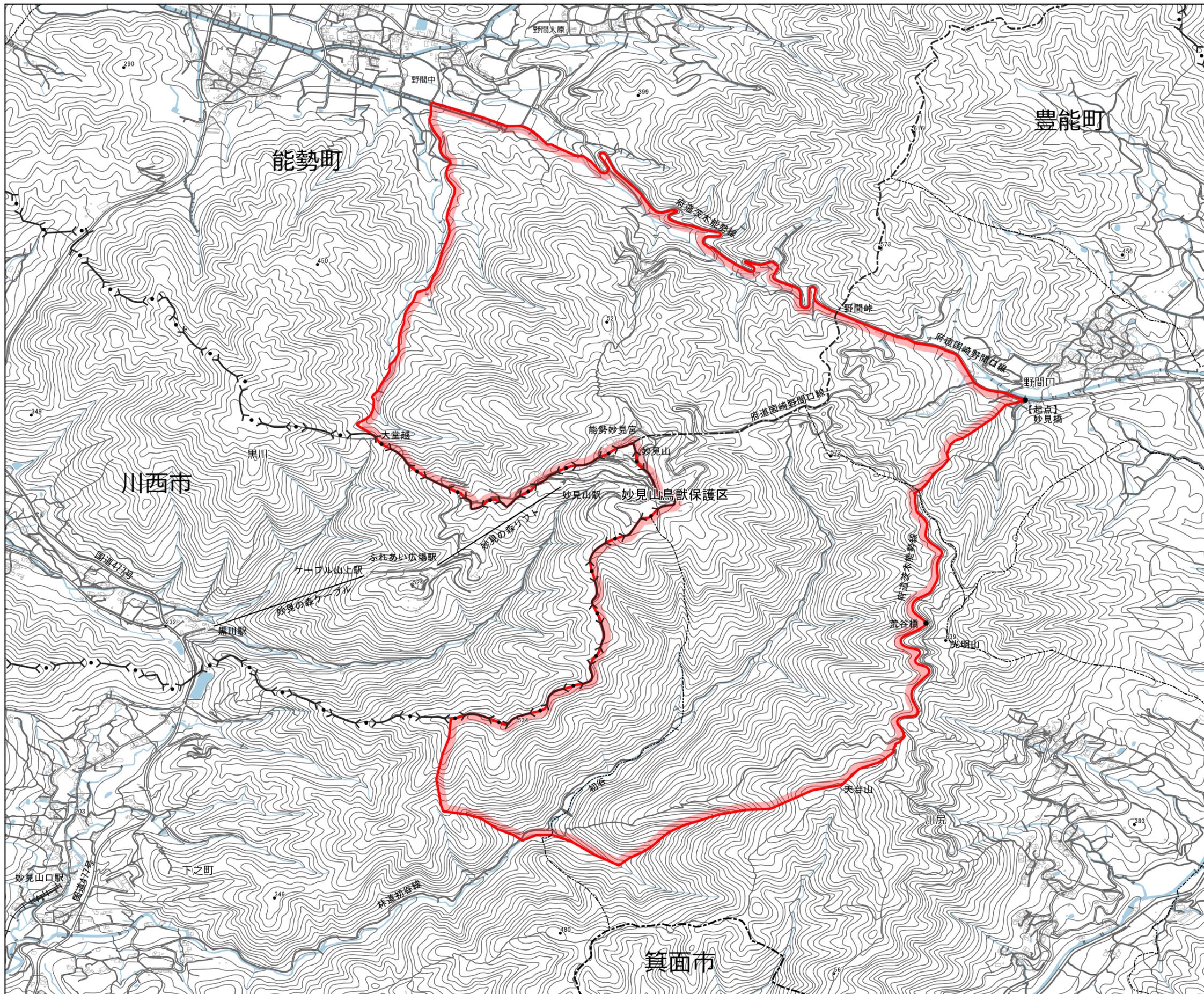


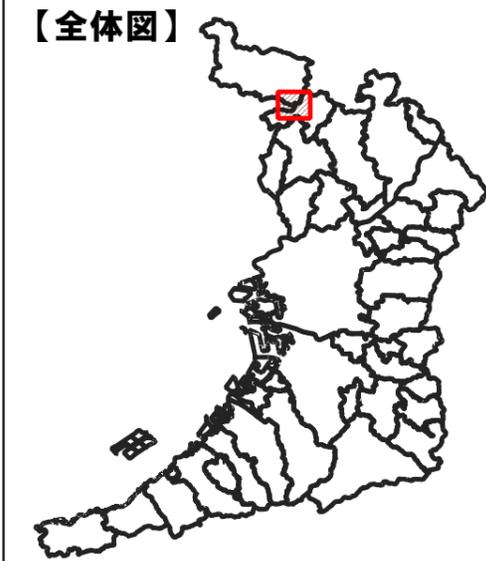
09 妙見山鳥獣保護区

1:10,000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道国崎野間口線の妙見橋(阪急バス清滝口停留所)を起点として、同点から峰伝いに南南西に進み府道茨木能勢線に至り、これを南下する。途中、荒谷橋に至り、さらに680メートル同府道を南下したところを山道に入り、峰伝いに天台山頂に至る。これより谷に入り、西南西に谷を経て初谷に至り、林道初谷線との交点に至る。この点より谷を北西方面に約300メートル進み、更に北方に300メートル進んで兵庫県との境界に至る。同点から峰伝いに妙見山頂を経て大堂越まで進み、林道大堂越線を北に進み、山脚沿いに東進し、府道茨木能勢線に至り、同府道及び府道国崎野間口線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。